附則第十項の次に次の一項を加える。

（地方協力局沖縄協力課の所掌事務の特例）

11　地方協力局沖縄協力課は、第四十五条各号に掲げる事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十三中「、警戒群一、二又は三」を削る。

第五十一条の六中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第三十六号までを二号ずつ繰り上げる。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7　前項に規定する者に対する夜間看護等手当の支給については、別表第五夜間看護等手当の項中「自衛隊の病院に勤務する」とあるのは「自衛隊法第八十三条の規定により派遣された」と、「准看護師」とあるのは「准看護師及びこれらに準ずる者として防衛大臣が定める者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

別表第三本省内部部局の項中「衛生官　沖縄調整官　調達官」を「衛生官」に改める。

（防衛施設中央審議会令の一部改正）

第四条　防衛施設中央審議会令（平成十一年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「大臣官房文書課に」を「地方協力局総務課に」に改め、同条ただし書中「大臣官房文書課及び防衛省地方協力局補償課」を「地方協力局総務課及び在日米軍協力課」に改める。

（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「地方協力企画課」を「総務課」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第七項の規定は、令和二年十二月八日から適用する。

（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部改正）

2　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第三十条の十一」を「第三十条の十三」に改め、「警戒群若しくは」を削る。

総務大臣　武田　良太
防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　菅　義偉

内閣官房令・府令・省令

内閣官房令、内閣府令、総務省令、法務省令、外務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、経済産業省令、農林水産省令、国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、防衛省令第一号

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
原子力規制委員会委員長　更田　豊志
防衛大臣　岸　信夫

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第三号の次に次の一号を加える。

三の二　内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

府　令

○内閣府令第四十四号

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）その他の関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉